

介護保険だより

令和元年 7 月号

群馬県国民健康保険団体連合会

よくある返戻の理由と対処方法等について

国保連合会の審査において、請求明細書・給付管理票が返戻となったときは、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」によりお知らせします。以下の表は、多く発生する返戻理由について、対処方法等をまとめたものです。お問い合わせいただく前に、内容をもう一度ご確認くださいませようお願いします。

① 給付管理票・請求明細書共通

I7-コード	返戻理由	対処方法等
12PO	受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	保険者番号及び被保険者番号に誤りがないか確認の上、再請求してください。
12PA	変更申請中の受給者です。	当該申請の結果が出た月の翌月に請求してください。申請の結果を確認のうえ、決定後の要介護度で再提出してください。
12PD	認定有効期間外の被保険者です。	介護保険被保険者証が更新されているか確認のうえ、再請求してください。
12Q5	既に資格喪失した受給者です。	資格喪失した受給者の請求はできません。転出等による保険者の変更等がないかご確認ください。
12QT	受給者台帳記載項目と一致しません。	生年月日及び性別に誤りがないか、介護保険被保険者証を確認のうえ、再請求してください。

② 給付管理票

I7-コード	返戻理由	対処方法等
12P4	受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村から国保連合会に提供される受給者台帳（利用者の情報）に登録されている支援事業支所番号と、給付管理票を提出されている支援事業所番号が違います。支援事業所としての届け出の有無等を確認の上、再請求してください。
12P5	受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	給付管理票の居宅サービス作成区分コードを確認し、再提出してください。
ADD1	指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	給付管理票に記載されたサービス種類に誤りがあります。サービス種類が正しいか確認のうえ、再提出してください。
ANN9	対象となる給付管理票は存在しません。	作成区分「修正」の給付管理票を提出しましたが、修正のもとになる「新規」の給付管理票が存在していません。前回返戻になった給付管理票を再提出する場合は、作成区分「新規」で提出してください。
ANNJ	過去に該当する給付管理票を提出済みです。	既に提出済みの給付管理票があるにも関わらず、再度作成区分「新規」の給付管理票が提出されています。給付管理票を修正する場合は、作成区分を「修正」で提出してください。

③居宅介護（介護予防）支援費（サービス計画費）

コード	返戻理由	対処方法等
12P4	受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村から国保連合会に提供される受給者台帳（利用者の情報）の支援事業支所番号と、給付管理票を提出されている支援事業所番号が違います。
返 戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	居宅介護支援費の請求がありました。給付管理票が提出されていないか、提出した給付管理票が返戻となっています。給付管理票の作成区分を「新規」にて提出します。あわせて、居宅介護支援費も再請求してください。

④介護（予防）給付費請求明細書・居宅介護（介護予防）支援費（サービス計画費）共通

コード	返戻理由	対処方法等
10QE	生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	県及び中核市に生活保護指定事業者としての届け出を行ってから、再請求してください。
10QF	受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	介護保険被保険者証にて要介護度を確認のうえ、要介護状態区分、サービスコードに誤りがないか確認してください。
12QA	請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。	要介護状態区分ごとの様式で再請求してください。
ABBO	必須項目であるのに値が存在しません。	記載漏れのある項目を確認のうえ、再請求してください。
AE E 2	日数が期間を超えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・実日数が1か月の日数を超過している ・開始年月日から計算すると、算定可能な実日数を超過している ・入退所年月日から計算すると、算定可能な日数を超過している ・入所実日数と外泊日数の合計が1か月の日数を超過している 等の理由が考えられますので、日数を確認のうえ、再請求してください。
AEFA AEFO	請求された日数は受給可能な日数を超過しています。	例えば、9日に資格喪失しているにも関わらず、実日数が10日になっている、等が考えられます。資格・日数を確認のうえ、再請求してください。
ANN2	同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	複数提出した請求明細書のうち、1件が支払決定されます。正しい請求が支払となった場合は、以降対応の必要はありません。ただし、誤った請求が支払となった場合は、該当市町村に取下げ（過誤調整）の依頼を行い、過誤処理終了を確認後、再請求してください。
ANN4	過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	誤って請求明細書を提出した場合は、以降対応の必要はありません。ただし、既に支払決定されている請求明細書を修正するときは、該当市町村に取下げ（過誤調整）の依頼を行い、過誤処理終了を確認後、再請求してください。
ASSO ASSA	保険及び公費請求額と利用者負担額（標準負担額）の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	不一致箇所または計算誤りのある項目を確認のうえ、再請求してください。
保 留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	居宅支援事業所が給付管理票を提出すれば、支払いとなります。サービス事業所は再提出の必要はありません。保留期間は2か月です。保留期間を過ぎると返戻となります。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
 受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
 ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>
 ★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会に問い合わせをお願いします。

